

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和7年11月17日（月）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・教職員の懲戒処分について
- ・津地方検察庁・津地方裁判所との連携による「高校生模擬裁判員裁判」を実施します
- ・『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミットを開催します
- ・若手教員が授業力向上に向けて学び合う研修会を開催します

質疑事項

- ・教職員の懲戒処分について
- ・津地方検察庁・津地方裁判所との連携による「高校生模擬裁判員裁判」を実施します
- ・若手教員が授業力向上に向けて学び合う研修会を開催します
- ・カスタマーハラスメント対策について
- ・全国豊かな海づくり大会～美し国みえ大会～について

発表項目

○教職員の懲戒処分について

本日、教職員の懲戒処分を2件行いました。道路交通法違反等により、停職処分とした案件が1件。窃盗により、停職処分とした案件が1件でございます。皆様の公教育に対する信頼を大きく損なうことになりましたこと、大変重く受け止めています。県教育委員会を代表しまして、深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日11月17日です。処分の1件目ですが、松阪工業高等学校 主幹兼事務次長 男性54歳を停職3月としました。この者は、令和7年8月19日午後6時15分頃から20日午前1時頃にかけて断続的に飲酒し、午前2時20分頃、飲酒運転になる可能性があることを自覚しながらも、自転車にて帰路につきました。そして、午前2時30分頃、松阪市内の県道を走行していたところ、警ら中の警察官から呼気検査を求められ、それを拒否し続けたため、午前3時20分頃、道路交通法違反（飲酒検知拒否）の容疑により現行犯逮捕されました。その後、9月25日に書類送検され、9月30日に不起訴処分となっています。なお、この者は、平成16年に自動車による酒気帯び運転により、知事部局から「停職3月」の懲戒処分を受けた前歴があります。以下補足説明です。この事案が起きた夜は、職場の懇親会が予定されておりましたので、本人は普段は自動車通勤なのですけれども、この日は自転車で通勤しました。学校から懇親会には徒歩で行く予定でしたが、仕事が思うようにいかなかったことから遅刻しそう

になりまして、自転車で会場に向かったということです。それから、懇親会ではビールを中ジョッキで1杯、焼酎のハイボールを中ジョッキで2杯飲みました。その後、1人で別の飲食店に行きまして、焼酎のお茶割を300mlグラスで5杯程度飲みました。午前1時から警察官に呼び止められた午前2時30分頃までの行動についてはここに記載していませんけれども、このときは、飲食店を出たところで酔いをさましながらタクシーを探していたということで、タクシーをつかまえることができなかつたため、自転車に乗ったということです。それから逮捕後も、警察署において呼気検査を拒否し続け、午前9時頃、警察による血液検査が実施されましたが、捜査手続き上の誤りがあったため、血中アルコール濃度の特定には至っていません。よってこの事案は、県教育委員会としても、飲酒運転と認定することができません。今回は、飲酒検知拒否により逮捕されていることに加えまして、本人が、飲酒した上で、自転車を運転したことを認めていること、飲酒量が客観的に把握されていること、過去に飲酒運転により懲戒処分を受けていること等を総合的に勘案しまして、停職3月としたものでございます。

処分の2件目につきましては、相可高等学校 教諭 男性 25歳を停職1月としました。この者は、令和7年5月24日午後7時30分頃、松阪市にあるゲームセンターのゲーム機に置き忘れていた財布から、2,000円を抜き取りました。その上で、財布をゲームセンター内のサービスカウンターに落とし物として届け、再びゲームをしていたところ、午後8時30分頃、駆けつけた警察官から事情聴取を受け、窃盗の事実を認めました。このことにより、7月18日に窃盗容疑で書類送検され、7月30日に不起訴処分となりました。補足ですが、この者が窃盗に至ったのには少し経緯がございます。1つ目のポツにありますように、この者は昨年からこのゲームセンターを利用しておりまして、A、B、C3名の男性と令和7年4月頃トラブルになったことがありました。そして2つ目のポツにありますように、この5月24日も、ゲームの順番をめぐって、小さなさかいが生じておりました。そして4つ目のポツです。置き忘れた財布が3名のうちの誰かのものと思った本人は、これまでの3名のマナーの悪さに腹を立てていたこともあり、後先考えずに、ゲームセンター内のトイレの個室に財布を持ち込んで、窃盗に及んだということです。なお、財布の中には、1,000円札2枚と小銭が入っていたのですけれども、小銭には手をつけず、1,000円札2枚だけを抜き取っています。抜き取った2,000円は使用していません。また、逮捕はされていません。当日、被害者に対し、2,000円を返すとともに謝罪したことから、被害届が提出されることもありませんでした。事案が発覚したのは、翌日5月25日で、教諭本人が校長に報告し、校長から県教育委員会に報告があったものです。

今後の対応ですが、飲酒直後の自転車の運転については、令和6年11月の道路交通法改正後に発出した通知やリーフレット等を活用しまして、自転車に乗るときにも、酒気帯び運転の罰則が適用されたこと、飲酒運転だけでなく飲酒検知拒否も犯罪であることを、改めて全ての教職員に周知し、飲酒運転の根絶を図ってまいります。窃盗については、教職員はもとより、社会人としてあるまじき行為であり、勤務時間外においても、自らの崇高な使命と

重大な責務を認識した上で、自らを厳しく律した行動をとることを徹底いたします。これらのことについては、校長を通じ、全ての教職員に周知徹底を図り、不祥事の根絶に取り組んでまいります。

○津地方検察庁・津地方裁判所との連携による「高校生模擬裁判員裁判」を実施します

この取組は、実際の法廷を舞台に、刑事裁判から評議までの一連の流れを体験するものです。趣旨のところにありますように、主権者の一人として、法やルールの重要性や司法参加の意義について理解を深めることなどを目的に実施します。キャリア教育の観点から、法曹や法に関わる仕事などに興味関心がある生徒に、より専門的な学びを提供するという意図も含んでいます。検察庁における研修は今回初めて、裁判所における模擬裁判員裁判は昨年度に引き続き2回目の実施です。昨年度参加した生徒の満足度がとても高かったので、今年度も実施することとしました。特に裁判所における模擬裁判員裁判は、生徒が裁判官、検察官、弁護士等の配役について、模擬裁判のシナリオに沿って、刑事裁判の流れを体験した後、模擬評議として3グループに分かれて、裁判員の立場で自由に意見を交わします。検察官や裁判官が進行役を務めまして、専門家の視点から高校生の意見交換をサポートしますので、生徒にとって貴重な体験になるのではと考えています。

○『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミットを開催します

この「こどもサミット」は、子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を実現する機会として、異校種の子どもたちが各学校・地域で取り組んだ活動や人権が尊重される地域社会をつくるために考えたことなどを発表する交流会です。小学校、中学校、県立学校のそれぞれから児童生徒が参加する点が特徴でして、司会進行も生徒が行います。当日はまず、各校の発表、次に感想交流、最後に全体意見交流という順序で進みます。参加児童生徒は70名を予定しています。なお、今年度が2回目の取組で、こうした取組を行っている県は、東海4県では本県のみとなっています。

○若手教員が授業力向上に向けて学び合う研修会を開催します

この取組は、学力向上の観点から実施しているものです。経験豊かな教員の大量退職と若手教員の増加により、若手教員の授業力の向上が必要となっておりまして、「若手教員等の育成を核とした授業力向上の取組推進事業」を重点事業として進めています。その一環として、モデル校の意欲ある若手教員が参加し、学び合う研修会を公開で開催いたします。明和町立斎宮小学校にて、1年生の国語の授業を行いまして、参加者同士で事後協議を行うという流れになります。

発表項目に関する質疑

○教職員の懲戒処分について

- (質) 松阪工業高校の職員の懲戒処分についてですが、捜査過程で手続きの誤りがあつて、血中アルコール濃度が特定できなかつたということで、総合的に考えて停職3月としたと。県教委として一番重く見た部分というのはどこにあるのですか。
- (答) 当然重く見ているのは、飲酒後に、自転車に乗車しているということです。罪状として確定しているのは、やはり呼気検査拒否により逮捕されているということです。このあたりを総合的に勘案したとご理解ください。
- (質) 本人がタクシーを待っていたとのことでしたが、本人は動機として何か話していますか。
- (答) 飲酒後、タクシーをつかまえようとして、酔いをさましていたが、捕まえられなかつた。飲酒運転になる可能性があると思ったが、誰にも見つからぬんだろうと考え、自転車を運転してしまつたというようなことを申しています。
- (質) 過去に知事部局にいた際に停職3月の懲戒処分を受けたというところですけども、今回同等の処分になった理由というのは。何かもう少し重い処分になつたりしてもおかしくないのかなど。
- (答) 理由としては、自転車の飲酒運転ということがございます。自動車の飲酒運転と自転車の飲酒運転をどう考えるかというのは、各県でも事例が少ないので、なかなか確固たるものはないのですけれども、先日千葉県は自転車の飲酒運転で懲戒免職の処分を行つていますが、多くの県では、停職1月程度の処分としています。自動車の飲酒運転と、自転車の飲酒運転では事故が起きたときの危険度に差があるということで、一定の差を設けています。我々も、もしこれが自転車の飲酒運転と検知されいたら、停職1月程度の処分になるだろうという考え方の上で、処分量定を考えました。
- (質) どういう理由で不起訴処分になっているのか。
- (答 教職員課) 起訴猶予によるものです。
- (質) 本人は、不起訴処分だけれども、県教委の調査に対しては、飲酒をしたということも含め、認めているのか。
- (答) 飲酒をしたことを認めています。先ほど申し上げた飲酒量も、明確に覚えていてます。
- (質) そもそも、飲酒検知を拒否した理由については、どういうふうに詳細を述べていますか。
- (答) 警察にもこれは任意の捜査だと確認して、飲酒検知を受けなかつたと述べています。
- (質) 飲酒検知が任意だとしたら、捕まつていなわけですよね。拒否し続けると違法になるから、逮捕されたわけだと思うのですけれども、そこは何と言っていますか。
- (答) この検知をすることが、任意の捜査だということを本人は分かつており、拒否できるということで拒否したということです。
- (質) 資料の最後に、飲酒検知を拒否し続けるということも犯罪であることを周知すると書いてありますね。そうするとこれは、その時にそういった容疑がかかつたから逮捕されたと。けれど、任意の捜査だったと。

(答) 飲酒検知拒否は犯罪として逮捕されるのですけれども、呼気検査を行うこと自体は任意のものということで整理されているようです。

(質) この方、反省のコメントもしているわけなのだけれども、今後飲酒運転はそもそもしないということだと思いつつ、もし仮に、何らかの疑いがあって飲酒検知をさせてくれということがあったときに、これからは、検査を受けると言っているのか、それとも、これからもそうした呼気検知の依頼があれば任意の検査だから断るということなのか。

(答 教職員課) そこまでのコメントはもらっていません。

(答) 検査自体は任意の検査ですが、そういうことになると、なかなか実効性のある検査が行えないでの、拒否し続けたら検査拒否という犯罪になるという整理をおそらくしているのだと思います。

(質) 最初の時点で拒否したのは任意かもしれません、拒否し続けたという段階になると犯罪になるという整理だと。

(答) 検査拒否で逮捕されても、その検査自体は行うことができないと解釈しています。できるなら警察がしているはずだと思います。

(質) 検査過程において手続き上の誤りがあることから、血中アルコール濃度の測定には至らなかったというのは、県教委としてはどういう形で聞いているのか。

(答 教職員課) 報道ベースでの情報しか我々としては、聞いておりません。ただ、令状を出すタイミングが間に合わなかったという手続き上の不備があったとは聞いています。

(答) 令状のないうちに検査をしてしまったので、無効になったというようなことです。

(質) 今日懲戒処分を受けた2人は、停職期間終了後、今後も勤務するということ。

(答) 勤務を続けます。

(質) 今回飲酒検査の拒否があったということで、教育長として、検査は任意なので、もう本人の問題というところはあるのですけれど、きちんと検査は受けたかったといった思いはありますか。

(答) 正直申し上げて、受けるべきですし、受けたらおそらくですけれども、飲酒運転に認知されたはずですので、我々としては、こうした停職3月の処分に終わっていることを非常に悔しく思っています。

(質) 悔しいというのは。

(答) 飲酒運転として検査されていたら、それは当然懲戒免職ですので。

(質) 主幹兼事務次長というのは、2つとも同じレベルの役職ですか。

(答) 主幹というのが課長補佐級のスタッフ職で、事務次長というのは、係長級のライン職です。スタッフ職が下位のライン職を兼務しているというもので、県庁でもよくあります。

(質) 主幹という表現が出ても間違いない。

(答) 間違いではないですね。

(質) どちらが上の職位と言ったら。

- (答) 主幹の方が上です。
- (質) 懇親会後に別の飲食店で飲酒し、その帰宅途中に捕まったと。
- (答) そうです。別の飲食店で飲酒して、酔いをさましてタクシーを拾おうとしたけれども、拾えなかったので自転車に乗り、逮捕されました。
- (質) 知事部局で処分を受けたというのは、教育委員会ではないところでということですか。
- (答) 教育委員会ではありません。任命権者が違います。
- (質) このときは教員ではなかったということですか。
- (答) そもそも教員ではなく、行政職です。
- (質) この不起訴処分というのは津地方検察庁で。
- (答) 松阪区検察庁です。
- (質) 「飲酒運転になる可能性があることを自覚しながらも」というのは、これは法律改正があつて去年から自転車でも飲酒運転があるとなったと思うのですけれど、そのことを自覚していたという理解で。
- (答) そうですね。本人は飲酒していますから、検知されたら、飲酒量にもよりますが、飲酒運転で逮捕される可能性はあるということを自覚して乗ったという意味です。
- (質) 平成 16 年のときの懲戒処分のときは、逮捕はされていないのですか。
- (答) 任命権者が違うので、詳細は我々もわかりません。一時期、飲酒運転が必ず免職になると厳罰化されたことがありましたけれども、その少し前のことです。だから飲酒運転だけれども、免職にはなっていないです。
- (答 教職員課) 事情聴取を受けていましたが、逮捕されたかまでは、今の資料ではわかりません。
- (質) 懇親会場に自転車で行っていると思うのですが、2軒目に1人で別の店に行くときも自転車に乗って移動しているのですか。
- (答) いえ、懇親会場の近くの市営自転車置き場に置いています。
- (答 教職員課) 2軒目には、徒歩で移動しています。
- (質) 懇親会場のお店は松阪市内ですか。
- (答) 松阪市内です。
- (質) ネットでは、飲酒検知は任意ではなくて、道路交通法上の義務としてありますね。それならば、任意というのはあくまで本人が言っているとして、任意であるから拒否してもいいと思ったとおっしゃっているのですか。
- (答) 義務ならそのまま受けさせたらいいですよね。
- (質) あくまで飲酒運転の疑いでというわけではなくて、飲酒検知拒否の容疑なのですよね。
- (答) 飲酒検知拒否の容疑で逮捕されています。
- (質) 飲酒検知拒否の容疑でのコメントを何とおっしゃっているのですか。
- (答 教職員課) 任意かどうか警察に確認したうえで、それならば受けませんと言っています。

(答) この件については、念のため確認させていただきます。

(質) ひょっとしたら最初の1回、2回は、任意ですよというニュアンスで受けていて、途中から拒否し続けられると、ということになったのかもしれないですし。その経緯をしっかり確認してください。

(質) 教職員の懲戒処分は、今年度で何件目か。

(答) 本日の懲戒処分で、4件目、5件目です。

(質) 前回も、不適切な書類の処理などで懲戒処分が出ていますけれど、続いていることをどのように受け止めますか。

(答) 昨年、懲戒処分が非常に多発したので、今年の1月に臨時の校長会議や市町教育長会議を開いて、引き締めを図って、半年あまりは非常に引き締まっていた感があるのですけれども、下半期に入って出始めているので、改めてしっかりと周知しないといけないと思っています。

(質) 2点目の懲戒処分ですけれども、過去に男性3人グループとトラブルがあったという経緯があると思うのですけれど、動機をどう話していますか。

(答) 先ほど説明したとおりですけれども、この日もトラブルがあって、この3人のことを快く思っていなかった。置き忘れていた財布を見たときに、これは今までの経緯から見て間違いなくその3人のうちの誰かの財布だと思った。これまで快く思っていなかつた人の財布なので、後先考えずに、2,000円抜き取ってしまった。そのように申します。

(質) 2,000円は、この日に返却したのですか。

(答) 当日に返却しています。

(質) 返却して謝罪したことですね。

(答) そうです。

(質) こちらの不起訴処分も、起訴猶予でいいですか。

(答 教職員課) そうですね。

(質) 松阪区検察庁ですか。

(答) そうです。

(質) このA、B、Cの中には県職員はいないのですか。

(答) いません。

(質) まったく関係ない人ですか。

(答) 関係ない人です。

(質) 警察官が駆けつけて事情聴取を受けていると思うのですけれど、誰が通報したとか、警察官が臨場した経緯みたいなのはいかがですか。

(答 教職員課) 通報の過程は把握していません。

(質) なぜ25歳の男性教諭が事情聴取を受けることになったのですか。

(答) 防犯カメラにその映像が映っていたそうです。

- (質) 教諭が入ってはいけない場所は別に決めていないですか。例えばゲームセンターの出入りを禁止しているとかは。
- (答) どこに行ったらいいとか、そういうものはありません。プライベートのことです。
- (質) 2,000円を返した経緯なのですが、警察官が来て、窃盗の事実を認めて、そういう流れがあつて返したという形になるのですか。
- (答) そうですね。
- (質) 指摘を受けてから、自白したことですか。
- (答) そうです。
- (質) 動機が、マナーの悪さに腹を立てていたこともあり、後先考えずにということなのですが、このニュアンスで言うと、現金が欲しいからなのか、腹が立っていたのか、どちらの方が動機としてはあるのですか。両方ですか。
- (答) それは我々が断定しにくいですけれども、小銭は全然盗んでいないわけですし、非常に腹が立っていたというのが大きいのではないかと推察します。
- (質) 腹が立っていたということと、現金を盗むという行為の間にどういう思いがあるのか。例えばですけど、何らかの腹いせということなのか、嫌な思いをさせてやろうとか、そこは具体的に何か供述していますか。
- (答 教職員課) 困らせてやろうということは供述しています。
- (質) A、B、Cは未成年とか、高校生とかではないですか。
- (答) 未成年ではありません。
- (質) この教諭は、そういう盛り場の見回りとかそういうことは課せられていたのですか。
- (答) そういうことではありません。
- (質) 個人的な興味でここへ出入りしていたのですか。
- (答) 個人的にゲームセンターが好きみたいです。
- (質) A、B、Cとは、どういうトラブルになったのか。
- (答) 順番待ちとかで、どちらが先に待っていたとか、この3人が大声でゲームを行うため、マナーが悪いと思い嫌だったとか、そういうことです。
- (質) そういう遊び方が気に食わなかった。
- (答) そうですね。特に順番待ちのことだと思います。
- (質) 本人も順番待ちで、被害という言い方をするのもどうかと思うのですが、そういうことがあったということか。
- (答) この日も、まずAがゲームをしていて、終わったので自分がゲームをしようと思ったら、横の機械に座っていたB、Cが、自分が先に待っていたと言つて、割つて入るというトラブルがあったことがあります。
- (質) 防犯カメラに映っていたのは、盗んだ瞬間ですか。
- (答 教職員課) そこまでは確認をとれていません。

(答) しかし、事情を聞かれているのだから、その瞬間は映っているのだと我々は推測しています。2,000円は個室に行って抜き取っていますので、その財布を持ち去ったところが押さえられていたのだと解釈しています。

(質) トイレで2,000円を抜き取って、財布はまた元に戻したということか。

(答) 財布はお店に届けました。

(質) 5月24日というのは、休みの日ですか。

(答 教職員課) 土曜日で、休みの日でした。

(質) 結局、仲間内のいたずらみたいに捉えられているから、処分が軽いのか。

(答) 重い軽いの判断は難しいのですけれども、最初この日は謝って、お金を返して、被害者も被害届を出しませんでしたので、警察の方も軽く済まそうと考えたらしくて、いわゆる微罪処分にしますというような感じで、口頭で本人に伝えられたと聞いています。ただ、本人は警察に事情を聞かれていますので、翌日校長には伝えたということです。

(質) A、B、Cの3人もそれで納得したわけですか。

(答) 被害届を出さなかったので、一定納得されたのだと思います。

(質) 教育長もコメントで、人のものを盗むという社会人としてあるまじき行為というふうにおっしゃっているし、教員という立場で停職1月というのは、軽いのではないかということはないか。同種の事案ではどうか。

(答) 我々も、過去の窃盗案件を比較して判断しております。窃盗が複数回あったとか、報告を怠ったとか、そういうものは重くなり、今回のように、被害届も出ていない、逮捕もされていないというものは、停職1月というものもあります。懲戒処分基準に照らし合わせると、窃盗したら免職または停職ということですので、窃盗の中では、最も軽い処分です。

○「津地方検察庁・津地方裁判所との連携による「高校生模擬裁判員裁判」を実施します

(質) 去年も実施したという話ですけれど、我々も取材できるのですか。

(答) 取材は可能です。

(答 高校教育課) 事前に高校教育課まで申し出ていただいたら可能です。会議室に入ることができる人数が限られているということはあります。

(答) 撮影などもOKですが、動画を取ることはできません。

○若手教員が授業力向上に向けて学び合う研修会を開催します

(質) 授業力向上アドバイザーというのは、どういう方ですか。

(答 学力向上推進PT) 校長先生のOBで、各教科の専門的な知識を有する方です。

(質) 今回は小学校がモデル校になっていますけれども、8市町32校というのは、小学校と中学校が対象になっているのですか。

(答 学力向上推進PT) 小学校と中学校、どちらも合わせて32校です。

(質) 8市町というのは、例えば何年かごとでモデル校になるという感じですか。

(答 学力向上推進PT) 複数の若手教員が在籍している学校の中で、市町教育委員会の方から推薦を受けた学校をモデル校に指定しています。

(答) 去年から実施している事業で、今年が2年目になります。今、若手教員が非常に増えしておりまして、対象となるのが教職経験2年から5年の教員なのですけれども、全体の2割を占めており、非常に若手教員が多い状況です。

(質) 去年1年間実施して、好評なのですか。

(答) 好評ですね。実際に取り組んだ学校は学力が向上しています。

その他の項目に関する質疑

○カスタマーハラスメント対策について

(質) 東京都教育委員会が、カスタマーハラスメントの教職員向けガイドラインの骨子案を示しました。三重県も条例制定に向けて議論しているところかと思うのですけれども、県教委として、こうしたガイドラインの準備というのは考えられていますか。

(答) 今は様子見という感じです。知事部局が条例を作ろうとしていて、そちらの方でいろいろと対応をされていますので、その状況を見計らって、我々も同じように、それに沿って考えていくと思っています。我々が知事部局より先行して作るというのではないと思っています。

(質) 知事部局で条例を作ることは決まっていると思うのですけれども、県教委として作るかどうかという検討は。

(答) 方針を作ったほうがいいとは思いますので、知事部局の様子も見ながら、我々として対応を考えていきたいと思っています。いろいろなところから、いろいろな意見も聞きますので、そう簡単ではないと思っています。保護者の方からは、保護者の言っていることの全てがカスタマーハラスメントではないということも聞きますので、どのように対応したらいいのかは、検討していかないといけないと思います。

(質) 時間制限を設けるという考え方もあるようですが。

(答) そのことについても、時間を区切って対処できるものなのかという意見も聞きますので、今のところは確たる答えというのは申し上げられませんけれども、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○「全国豊かな海づくり大会～美し国みえ大会～について

(質) 8日、9日の両日は、両陛下のご案内で緊張されたことだと思いますし、いろいろあつたと思いますが、振り返ってご所感はいかがですか。

(答) お会いするまでは非常に緊張していたのですけれども、お会いした瞬間に微笑んでいただけで、一瞬で緊張が和らいだということがありました。その後も話し掛けていただいたこともあり、大変光栄でした。よい経験をさせていただいたと思っております。

(質) 時間制限がある中での対応でしたね。

(答) 宮内庁の方がタイムキーピングをしていて、早く次に進めるように背中を押してこられるのですけれども、陛下は自分のペースでご覧になるので、なかなかうまくいかない部分がありました。途中で知事から、もういいのではないかと声をかけられて、陛下にお任せすることにいたしました。

以上、16時42分終了